

海外プロジェクトにおける環境社会配慮確認について ～ 新JICA発足を前に～

国際協力銀行
環境審査室長
岡崎 克彦



AGENDA

- (1) はじめに
- (2) JBICの環境社会配慮ガイドラインの策定経緯と特徴
- (3) ガイドラインの実施現状
- (4) 新JICA発足を踏まえたガイドライン改訂の動き
- (5) 開発途上国における環境社会配慮強化のための課題

(1) はじめに

世界の貧困人口



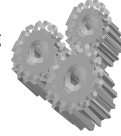
1日1ドル未満で生活する人

= 11億人

(世銀調べ 2001年)

経済開発、貧困削減に向けて

ODA等による経済社会基盤整備



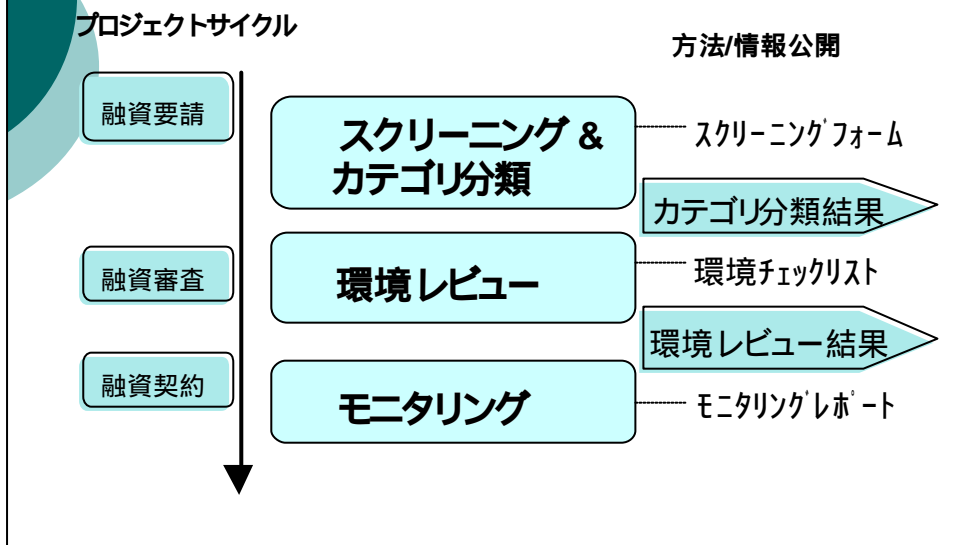
開発プロジェクトが環境影響、地域社会に与える悪影響等を回避、最小化し適切な緩和、補償を実施することが重要。

環境社会配慮ガイドラインの徹底

(2) JBICの環境社会配慮ガイドラインの策定経緯と特徴 環境ガイドライン策定の経緯

	1989年版	1995年版	2002年版 (現行。適用は2003年10月)
機関	旧OECDにて策定	旧OECDにて改訂	旧日本輸出入銀行と旧OECDのガイドラインを統合したものの策定に際し説明責任、透明性の確保を重視。識者、NGOによる研究会の設置、パブリックコンサルテーション等を実施
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 初の環境社会配慮ガイドライン作成 環境チェックリストの導入 	<ul style="list-style-type: none"> カテゴリ分類(A,B,C)の導入 カテゴリAプロジェクトにおけるEIA報告書提出の義務化 非自発的住民移転に係る記載強化 	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開の強化 カテゴリFIの導入 大規模住民移転を伴う場合に住民移転基本計画等の提出の義務化 3段階の確認の明確化

(2) JBICの環境社会配慮ガイドラインの策定経緯と特徴 現行ガイドラインの特徴



(2) JBICの環境社会配慮ガイドラインの策定経緯と特徴 現行ガイドラインの特徴

ガイドラインの目的 位置付け

- ガイドラインは以下の要件を示す
JBICによる環境社会配慮確認の手続き
JBICの判断基準
融資対象プロジェクトに求められる環境社会配慮
- ガイドラインを予め示すことにより将来の融資を期待するプロジェクト実施主体者に適切な環境社会配慮を行うよう促す

(2) JBICの環境社会配慮ガイドラインの策定経緯と特徴 現行ガイドラインの特徴

カテゴリ分類に基づくメリハリのある対応

- セクター、規模、特性、地域によって判断
(追加情報によって分類を見直すこともある)

カテゴリA: 重大で望ましくない影響 (全事業数の20-30%)

カテゴリB: 望ましくない影響がカテゴリAより小さい (50-60%)

カテゴリC: 影響が最小限かあるいは全くない (10-15%)

カテゴリFI: 融資承諾前にサブプロジェクトが特定できない
(5-10%)

(2) JBICの環境社会配慮ガイドラインの策定経緯と特徴 現行ガイドラインの特徴

カテゴリ分類	EIA報告書の提出 & 本行レビュー	環境ガイドラインに基づく環境レビュー	環境ガイドラインに基づくモニタリング
A			
B			
C			
FI			

* これに加え、大規模な非自発的住民移転を伴うプロジェクトについては、**住民移転に係る基本計画等**の提出も義務付け、慎重な環境社会配慮を実施。

(2) JBICの環境社会配慮ガイドラインの策定経緯と特徴 現行ガイドラインの特徴

透明性、説明責任の確保

【情報公開】

本行WEBページ; <http://www.jbic.go.jp/japanese/index.php>

- カテゴリ分類後のカテゴリ結果の公開
- 環境レビュー結果の公開



【異議申立手続き】

- 本行による環境社会配慮ガイドライン遵守を確保
- 2008年3月時点にて、1件の異議申立が行われたが、本行による不遵守はなかったとの判断がなされた。

(3) 環境社会配慮ガイドライン実施の現状

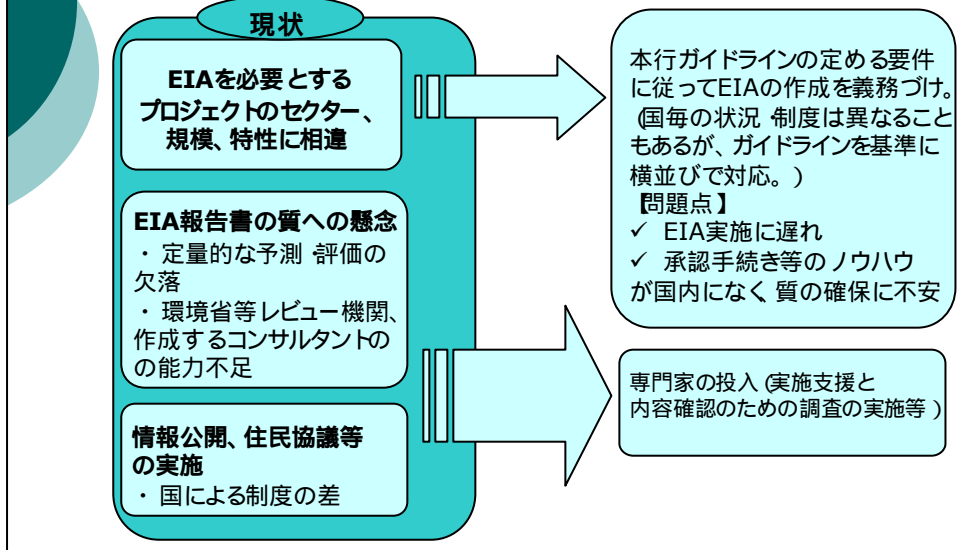
カテゴリ別承諾件数

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
カテゴリA	15(5)	17(13)	13(10)	15(15)
カテゴリB	27(14)	23(22)	48(45)	34(34)
カテゴリC	2(2)	8(7)	10(10)	6(6)
カテゴリFI	5(2)	2(2)	6(6)	2(2)
合計	49(23)	50(44)	77(71)	57(57)

- カテゴリAは承諾全プロジェクトのうち**2-3割程度**を占める。
- 具体的な適用内容等については、実施状況を調査し本行HPにて公開。(和・英)

<http://www.jbic.go.jp/japanese/environ/establishment2/index.php>

(3) 環境社会配慮ガイドライン実施の現状 開発途上国におけるEIA制度の現状



(3) 環境社会配慮ガイドライン実施の現状 開発途上国における非自発的住民移転の取扱い

問題の所在

【法令、制度の違い】

- ✓ 住民移転基本計画の策定基準
- ✓ 不法住民の取扱い

【ドナーの支援するプロジェクトと他プロジェクトの違い】

- ✓ 当該国の法制度に比して手厚いドナーの支援による事業移転住民への待遇の格差が社会不安に繋がる恐れ

【情報公開、住民協議の実施】

- ✓ 住民への情報提供、協議の実施時期
早期の協議実施が望ましいが事業範囲等が定まらない段階での情報提供が難しいケースも存在

(3) 環境社会配慮ガイドライン実施の現状 本行の環境社会配慮ガイドラインに基づく対応

専門家による支援

【案件形成促進調査 (SAPROF)による支援】
環境・社会専門家によるEIA報告書作成支援
(自然環境や公害の現状に係る追加調査等)
住民移転に係る基本計画書の作成支援等

**【環境審査時の専門家雇用によるEIA報告書
レビュー (カテゴリAの事業)】**
EIA報告書の調査、予測、評価の妥当性確認

ノウハウの移転

【環境・社会配慮セミナーや関連講義の実施】
**【環境審査結果、EIA報告書レビュー結果
のフィードバック】**

環境審査の質の向上
開発途上国の能力強化

(3) 環境社会配慮ガイドライン実施の現状 本行ガイドラインの評価

現行ガイドラインの施行 (2003年10月) から4年半経過。

ガイドラインによって、環境社会配慮の質が向上したのか？

環境社会影響が回避、最小化されたのか？



➢ 円借款プロジェクトは承諾から完成まで5年以上かかるのが一般的
(現段階での効果の特定は時期尚早)

➢ 客観的な評価の難しさ



プロジェクト形成段階における環境社会配慮の質の向上支援により、一定の効果

(4) 新JICA誕生を踏まえた同ガイドライン改訂の動き

環境社会配慮ガイドラインの統合に係る動き

【公平性、透明性の確保】

- ・ 有識者委員会の設置 (学識者、関連省庁、産業界、NGO (公募))
- ・ 議事録の公開 (本行HP)

【今後の方向性】

- ・ 現行ガイドラインの実施状況、国際的潮流等を踏まえた論点整理
- ・ パブリックコメント パブリックコンサルテーションの実施
- ・ プロジェクト実施主体である開発途上国政府の意見反映

(4) 新JICA誕生を踏まえた同ガイドライン改訂の動き

他ドナーの環境社会配慮ガイドライン改訂

IFC
パフォーマンススタンダード(PS)
の導入
(赤道原則、コモンアプローチ
に言及)

EBRD
環境社会政策の導入
(IFCのPSを踏まえつつ、ヨーロッパ的
特性に配慮)

ADB
セーフガード政策の改訂

新JICAガイドライン

- 他ドナーの動向を踏まえ、多国関機関と日本の援助機関という立場の違いにも留意が必要。
- いずれの機関も着手から数年がかりの作業。NGO等市民社会の大きな関心を集めるガイドライン改訂の難しさを物語る。

(5)開発途上国における環境社会配慮の強化のための課題と今後の方向性

環境社会配慮ガイドラインの課題 ~十分な環境社会配慮とは?~

【ドナーの要求と途上国の制度・実施能力のアンバランス】

- ✓ 法令・基準・制度の違い
- ✓ ガイドラインの要件を満たすため、ドナー側からの支援策の検討と体制・確認内容の強化が必要。(但し、人的リソース不足の問題あり。)

【ドナーの要求がもたらしうる悪影響】

- ✓ ドナーの要求の高度化によりガイドライン適用プロジェクトの回避が生じ、本当に必要な開発が実施されない可能性
- (例) 慎重な配慮を必要とする部分を事業対象からはずす
・プロジェクト実施機関が要求の少ないドナーからの借入れを希望する

(5)開発途上国における環境社会配慮の強化のための課題と今後の方向性

環境社会配慮ガイドラインの課題 ~十分な環境社会配慮とは?~

【事業実施段階でのドナーによる監理の強化】

実際に影響が発生するのはプロジェクト実施段階(建設時及び施設供用時)における確認の重要性



・供用時におけるドナーの限定的なレバレッジ
・現実的なフォローアップ

【開発途上国の政策・制度、実施能力強化の必要性】

- ✓ 中長期的には、途上国の法令・制度・実施能力の強化に期待
- ✓ 上記のための制度構築や実施能力向上のための支援強化が必要

おわり

～ ご清聴ありがとうございました～

